

第 21 号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件
神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第12条 <u>保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第12条 <u>保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課</u></p>

被保険者をいう。以下同じ。)につき
算定した介護納付金賦課額 (同号に
規定する介護納付金賦課額をいう。
以下同じ。)の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者
につき算定した基礎賦課額 (国民
健康保険法施行令 (昭和33年政令
第362号。以下「令」という。)第
29条の7第1項第1号に規定する
基礎賦課額をいう。以下同じ。)
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者
につき算定した後期高齢者支援金
等賦課額 (令第29条の7第1項第
2号に規定する後期高齢者支援金
等賦課額をいう。以下同じ。)
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付
金賦課被保険者 (令第29条の7第
1項第3号に規定する介護納付金
賦課被保険者をいう。以下同じ。)
につき算定した介護納付金賦課額
(令第29条の7第1項第3号に規
定する介護納付金賦課額をいう。
以下同じ。)
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者
につき算定した子ども・子育て支
援納付金賦課額 (令第29条の7第
1項第4号に規定する子ども・子

育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(基礎賦課総額)

第12条の2 保険料の賦課額のうち被保険者に係る基礎賦課額(第18条の2、第18条の3又は第18条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条の規定により基礎賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を、第23条の2の規定により基礎賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ 国民健康保険事業費納付金(法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(兵庫県(以下「県」という。))が行う国民健康保険の

(基礎賦課総額)

第12条の2 保険料の賦課額のうち被保険者に係る基礎賦課額(第18条の2、第18条の3又は第18条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条の規定により基礎賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を、第23条の2の規定により基礎賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ 国民健康保険事業費納付金(法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(兵庫県(以下「県」という。))が行う国民健康保険の

被保険者に係るものに限りに、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ [略]

カ アからオまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（県が行う国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金

被保険者に係るものに限りに、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ [略]

カ アからオまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（県が行う国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金

等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ、エ [略]

(基礎賦課額の保険料率)

第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) [略]

等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ、エ [略]

(基礎賦課額の保険料率)

第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) [略]

2、3 [略]

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第13条の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の10 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) [略]

2、3 [略]

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の19 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の初日における被保険者の見込数で除して得た額

(3) [略]

2、3 [略]

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第13条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の10 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の初日における被保険者の見込数で除して得た数

(3) [略]

2、3 [略]

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の19 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) [略]

2、3 [略]

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の21 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第18条の2、第18条の3、第18条の4又は第18条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を、第23条の2の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額

(1) [略]

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額

(3) [略]

2、3 [略]

の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第18条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第15条の22 保険料の賦課額のうち子

ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第15条の23 前条の所得割額は、被保

険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の25第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 第14条第2項及び第3項の規定

は、前項の規定による所得割額の算定について準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)

第15条の24 第15条の22の被保険者均等割額は、その世帯に属する被保険者の数に次条第1項第2号の被保険者均等割の保険料率を乗じて算定した額とする。

2 第15条の22の18歳以上被保険者均等割額は、その世帯に属する18歳以上被保険者の数に次条第1項第3号の18歳以上被保険者均等割の保険料率を乗じて算定した額とする。

3 第15条の22の世帯別平等割額は、次条第1項第3号アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同号アからウまでに定めるところにより得た世帯別平等割の保険料率と同額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の25 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の45に相当

する額を子ども・子育て支援納付
金賦課額算定の基礎となる基礎控
除後の総所得金額等（令第29条の7
第3項第4号ただし書に規定する場
合にあつては、省令第32条の9の2
に規定する方法により補正された
後の額）の当該年度における見込
総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育
て支援納付金賦課総額の100分の
38に相当する額を当該年度の前年
度及びその直前の2か年の各年度
における被保険者の数等を勘案し
て算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第15
条の21第1号イに掲げる額を当該
年度の前年度及びその直前の2か
年度の各年度における18歳以上被
保険者の数等を勘案して算定した
数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに
掲げる世帯の区分に応じ、それぞ
れアからウまでに定めるところに
より算定した額

ア イ又はウ以外の世帯 子ども
も・子育て支援納付金賦課総額
の100分の17に相当する額を当
該年度の前年度及びその直前の

2か年の各年度における被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の26 第15条の22の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えない。

(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は1世帯に属する被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第13条の賦課額、第15条の7若しくは第15条の22の賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第15条の16の賦課額又は第18条の2第1項及び第2項に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は1世帯に属する被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第13条の賦課額、第15条の7の賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第15条の16の賦課額又は第18条の2第1項及び第2項に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該

当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は1世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の賦課額、第15条の7若しくは第15条の22の賦課額、第15条の16の賦課額又は第18条の2第1項及び第2項に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 [略]

者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は1世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の賦課額、第15条の7の賦課額、第15条の16の賦課額又は第18条の2第1項及び第2項に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の7の賦課額」と、介護納付金賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の16の賦課額」と、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の22の賦課額」とそれぞれ読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用す

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の7の賦課額」と、介護納付金賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の16の賦課額」とそれぞれ読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基

る。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額の減額にあつては、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額にあつては、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の22」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4、5 [略]

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額の減額にあつては、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、子ども・子育て支援

基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4、5 [略]

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

納付金賦課額の減額にあつては、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の22」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。)

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額、子ども・子育て支援納付金賦課額及び介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額にあつては、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。)

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項

額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額にあつては、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の22」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、介護納付金賦課額の減額にあつては、第1項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出

4 [略]

5 [略]

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額、子ども・子育て支援納付金賦課額及び介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額にあつては、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額にあつては、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦

産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「前項に規定する額」とあるのは「第4項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

5 [略]

6 [略]

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の22」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、介護納付金賦課額の減額にあつては、第4項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「前項に規定する額」とあるのは

「第8項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第18条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の25の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率（第18条の2第3項、第18条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）か

ら、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 市長は、前項に規定する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(徴収の特例)

第18条の6 [略]

(特例対象被保険者等に係る特例)

第23条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項、第15条の8、第15条の17及び第15条の23並びに第18条の2第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「所得の金額（同法）とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、第18条の2第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給

(徴収の特例)

第18条の5 [略]

(特例対象被保険者等に係る特例)

第23条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び第18条の2第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「所得の金額（同法）とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、第18条の2第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項

<p>与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。) 」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」とする。</p> <p>2、3 [略]</p>	<p>の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。) 」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」とする。</p> <p>2、3 [略]</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和8年度以降の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。